

# 1 国民健康保険特別会計の状況

## (1) 款別歳入決算の前年度比較

款	令和元年度 決算額 (円) ①	令和2年度 決算額 (円) ②	前年度比 (円) ②-①	伸び率 (%) ②/①
国民健康保険税	1,315,071,210	1,314,446,263	△624,947	100.0
国庫支出金	1,353,000	16,288,000	14,935,000	1,203.8
県支出金	3,895,691,148	3,686,964,356	△208,726,792	94.6
財産収入	4	779	775	19,475.0
繰入金	725,025,909	607,439,736	△117,586,173	83.8
繰越金	89,501,033	114,731,947	25,230,914	128.2
諸収入	13,598,865	14,303,660	704,795	105.2
合計	6,040,241,169	5,754,174,741	△286,066,428	95.3

## (2) 款別歳出決算の前年度比較

款	令和元年度 決算額 (円) ①	令和2年度 決算額 (円) ②	前年度比 (円) ②-①	伸び率 (%) ②/①
総務費	53,536,565	54,276,841	740,276	101.4
保険給付費	3,845,102,701	3,626,281,163	△218,821,538	94.3
国民健康保険事業費納付 金	1,904,531,686	1,805,337,187	△99,194,499	94.8
保健事業費	46,745,333	34,437,414	△12,307,919	73.7
基金積立金	4	779	775	19,475.0
諸支出金	75,592,933	102,600,215	27,007,282	135.7
合計	5,925,509,222	5,622,933,599	△302,575,623	94.9

### (3) 款別歳入決算の状況

款	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③
国民健康保険税	1,320,053,000	1,620,610,795	1,314,446,263
国庫支出金	3,510,000	16,288,000	16,288,000
療養給付費交付金	1,000	0	0
県支出金	3,847,765,000	3,686,964,356	3,686,964,356
財産収入	1,000	779	779
繰入金	616,318,000	607,439,736	607,439,736
繰越金	114,732,000	114,731,947	114,731,947
諸収入	8,000	14,303,660	14,303,660
合 計	5,902,388,000	6,060,339,273	5,754,174,741 ④

### (4) 基金残高の状況

区 分	令和元年度末現在高		令和2年度中の増減	
	①	市民一人当たりの現在高 ②(①/69,209人)	積立額 ③	取り崩し額 ④
国民健康保険事業財政調整基金	76,228	1	779	0

不納欠損額 (円) ①	収入未済額 (円) ②-③-④	予算現額に対する増減額 (円) ⑤-①	収入割合 (%)		
			対予算現額 ⑤/①	対調定額 ⑤/②	決算額構成比 ⑤/⑥
30,022,278	276,142,254	△5,606,737	99.6	81.1	22.8
0	0	12,778,000	464.0	100.0	0.3
0	0	△1,000	0.0	0.0	0.0
0	0	△160,800,644	95.8	100.0	64.1
0	0	△221	77.9	100.0	0.0
0	0	△8,878,264	98.6	100.0	10.6
0	0	△53	100.0	100.0	2.0
0	0	14,295,660	178,795.8	100.0	0.2
30,022,278	276,142,254	△148,213,259	97.5	94.9	100.0

(単位 円)

令和2年度末現在高		前年度比	
⑥ (①+③-④)	市民一人当たりの現在高 ⑦ (⑥/69,239人)	⑥-①	市民一人当たりの現在高 ⑦-②
77,007	1	779	0

## (5) 保険税決算の状況

区 分	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③	不納欠損額 (円) ④
現年度課税分	1,244,295,000	1,347,053,300	1,253,330,665	0
滞納繰越分	75,758,000	273,557,495	61,115,598	30,022,278
合 計	1,320,053,000	1,620,610,795	1,314,446,263 ⑤	30,022,278

## (6) 収入未済額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
令和2年度	93,722,635
令和元年度	60,464,643
平成30年度	43,709,683
平成29年度	37,209,077
平成28年度以前	41,036,216
合 計	276,142,254

## (7) 不納欠損額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
地方税法第15条の7第4項	9人 1,229,500
地方税法第15条の7第5項	
地方税法第18条	555人 28,792,778
合 計	30,022,278

収入未済額 (円) ③-④-⑤	決算額 構成比 (%) ⑥/⑦	徴収率			被保険者一人当たりの 決算額	
		(%) ⑧/③	前年度 ⑨	対前年度 ⑧/③-⑨	(円) ⑩/⑪	被保険者 [令和 2年度末] ⑪
93,722,635	95.35	93.04	92.92	0.12	102,061	12,879人
182,419,619	4.65	22.34	22.95	△0.61		
276,142,254	100.00	81.11	80.69	0.42		

#### 地方税法（抜粋）

（滞納処分の停止の要件等）

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2～3 略

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（地方税の消滅時効）

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

- (1)以下 略

## (8) 款別歳出決算の状況

款	予算現額 (円) Ⓐ	支出済額 (決算額) (円) Ⓑ	翌年度繰越額 (円) Ⓒ
総務費	59,987,000	54,276,841	0
保険給付費	3,846,256,000	3,626,281,163	0
国民健康保険事業費 納付金	1,805,338,000	1,805,337,187	0
共同事業拠出金	2,000	0	0
財政安定化基金拠出 金	1,000	0	0
保健事業費	65,867,000	34,437,414	0
基金積立金	1,000	779	0
諸支出金	104,936,000	102,600,215	0
予備費	20,000,000	0	0
合 計	5,902,388,000	5,622,933,599 Ⓓ	0

不用額 (円) ①-②-③	執行割合 (%)		市民一人当たりの決算額 (円) ④/69,239人
	対予算現額 ④/①	決算額構成比 ④/⑤	
5,710,159	90.5	1.0	784
219,974,837	94.3	64.5	52,373
813	100.0	32.1	26,074
2,000	0.0	0.0	0
1,000	0.0	0.0	0
31,429,586	52.3	0.6	497
221	77.9	0.0	0
2,335,785	97.8	1.8	1,482
20,000,000	0.0	0.0	0
279,454,401	95.3	100.0	81,210

科目	款	項		目																					
	事業名	国民健康保険事業																							
決算額 (前年度比)	財 源 内 訳																								
5,622,933,599円 (△302,575,623円)	国・県支出金	使用料・手数料	分担金・負担金・寄附金	地方債	その他	一般財源等																			
	3,703,252,356円	0円	0円	0円	25,200,779円	1,894,480,464円																			
主管 市民一人当たりの決算額	81,210円 (一般財源等ベース 27,361円)		単位決算額	429,297円 (被保険者 13,098人)																					
保 険 年 金 課	1 事業目的 相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険加入者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、保険給付を行う。																								
	2 事業内容																								
	(1) 一般状況																								
	ア 年度平均（月平均）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">世帯</td> <td>8,332 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被保険者</td> <td>一般</td> <td>13,098 人</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,098 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）</td> <td>5,335 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">介護保険第2号被保険者（再掲）</td> <td>4,302 人</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		内 容	世帯		8,332 世帯	被保険者	一般	13,098 人	退職者	0 人	合 計	13,098 人	前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）		5,335 人	介護保険第2号被保険者（再掲）		4,302 人
	区 分		内 容																						
	世帯		8,332 世帯																						
	被保険者	一般	13,098 人																						
		退職者	0 人																						
		合 計	13,098 人																						
前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）		5,335 人																							
介護保険第2号被保険者（再掲）		4,302 人																							
イ 指標実績																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）</td> <td>81.11%</td> </tr> <tr> <td>現年課税分（収入額／調定額）</td> <td>93.04%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分（収入額／調定額）</td> <td>22.34%</td> </tr> <tr> <td>1人当たり医療給付費（※1）</td> <td>274,087円</td> </tr> <tr> <td>保健事業比率（※2）</td> <td>2.62%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	内 容	保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）	81.11%	現年課税分（収入額／調定額）	93.04%	滞納繰越分（収入額／調定額）	22.34%	1人当たり医療給付費（※1）	274,087円	保健事業比率（※2）	2.62%								
区 分	内 容																								
保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）	81.11%																								
現年課税分（収入額／調定額）	93.04%																								
滞納繰越分（収入額／調定額）	22.34%																								
1人当たり医療給付費（※1）	274,087円																								
保健事業比率（※2）	2.62%																								
※1 1人当たり医療給付費＝{療養諸費（審査支払手数料を除く）＋高額療養費＋移送費}／平均被保険者数（一般＋退職） ※2 保健事業比率＝保健事業費／保険税収入額																									
(2) 保険給付費（保険給付の状況）																									
国民健康保険法及び清須市国民健康保険条例の規定による保険給付を行った。																									
ア 療養給付費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人当たり</th> <th>1件当たり</th> <th>件 数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>237,795円</td> <td>15,305円</td> <td>203,502件</td> <td>3,114,637,809円</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>237,795円</td> <td>15,305円</td> <td>203,502件</td> <td>3,114,637,809円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費	一般	237,795円	15,305円	203,502件	3,114,637,809円	退職者	0円	0円	0件	0円	合 計	237,795円	15,305円	203,502件	3,114,637,809円
区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費																					
一般	237,795円	15,305円	203,502件	3,114,637,809円																					
退職者	0円	0円	0件	0円																					
合 計	237,795円	15,305円	203,502件	3,114,637,809円																					
イ 療養費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人当たり</th> <th>1件当たり</th> <th>件 数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>3,830円</td> <td>7,161円</td> <td>7,005件</td> <td>50,165,538円</td> </tr> <tr> <td>退職者 (過年度精算分)</td> <td>0円</td> <td>173円</td> <td>6件</td> <td>1,038円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,830円</td> <td>7,334円</td> <td>7,011件</td> <td>50,166,576円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費	一般	3,830円	7,161円	7,005件	50,165,538円	退職者 (過年度精算分)	0円	173円	6件	1,038円	合 計	3,830円	7,334円	7,011件	50,166,576円
区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費																					
一般	3,830円	7,161円	7,005件	50,165,538円																					
退職者 (過年度精算分)	0円	173円	6件	1,038円																					
合 計	3,830円	7,334円	7,011件	50,166,576円																					



ウ 審査支払手数料

支給額 (平均)	件 数	事業費
48 円/件	211,219 件	10,218,520 円

エ 高額療養費

区 分	1人あたり	1件あたり	件 数	事業費
一般	32,462 円	65,716 円	6,470 件	425,183,541 円
退職者	0 円	0 円	0 件	0 円
合 計	32,462 円	65,716 円	6,470 件	425,183,541 円

オ その他保険給付

区 分	支給額	件 数	事業費
出産育児一時金	420,000 円以内/件	56 件	22,459,661 円
葬祭費	50,000 円/件	66 件	3,300,000 円
傷病手当金	—	2 件	303,926 円

(3) 事業費納付金

県が財政運営上、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じ決定した国保事業費納付金(保険料負担)を納めた。

ア 医療給付費

区 分	1人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
一般被保険者医療給付費	95,291 円	13,098 人	1,248,127,207 円
退職被保険者医療給付費 (過年度精算分)	0 円	0 人	1,064,793 円
合 計	95,291 円	13,098 人	1,249,192,000 円

イ 後期高齢者支援金

区 分	1人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
一般被保険者後期高齢者 支援金	30,946 円	13,098 人	405,324,784 円

ウ 介護納付金

区 分	1人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
介護納付金	35,058 円	4,302 人	150,820,403 円

(4) 保健事業費

ア 特定健康診査等事業費

支給額 (平均)	件 数	事業費
9,736 円/件	3,109 件	30,270,002 円

イ 保健事業費 (人間ドック補助事業)

支給額 (限度額)	件 数	事業費
15,000 円以内/件	171 件	2,526,200 円

3 事業成果

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、社会保障及び市民の健康増進に寄与することができた。

国保制度改正による財政の県単位化の3年目として、適正な財政運営を行うことができた。

